

株式会社横堀温泉紫雲閣ふくろう

通所介護及び日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社横堀温泉紫雲閣ふくろうが開設する、ふくろう通所介護及び日常生活支援総合事業所(以下「事業所」と言う。)が行う指定通所介護及び日常生活支援総合事業(以下「事業」と言う。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 日常生活支援総合事業の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては関係市町村地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社横堀温泉紫雲閣ふくろう
- (2) 所在地 秋田県湯沢市横堀字小正寺 18 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 兼務(同施設短期入所事業管理者兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 通所介護従事者
生活相談員 1名以上
看護職員 2名以上
機能訓練指導員 1名以上
介護職員 5名以上

運 転 手 1名以上

(3) 通所介護従事者の職務内容を次の通りとする。

- ① 管理者は、事業所職員の管理及び業務の総括にあたるものとする。
- ② 生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たすものとする。
- ③ 看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行うものとする。
- ④ 介護職員は、通所介護及び介護予防通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行うものとする。
- ⑤ 調理員は、利用者へ提供する食事の盛り付け、おやつ調理業務にあたるものとする。
- ⑥ 運転手は、利用者の送迎業務にあたるものとする。
- ⑦ 機能訓練指導員は、通所介護の利用者に対し、個別機能訓練計画書を作成し、それに基づいて個別の機能訓練にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし8月13日～8月15日と12月31日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時15分～午後4時15分までとする。
- (3) 台風接近時、災害等は利用者の安全を優先して休む場合があります

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は30人とする。

(事業の内容及び利用料金等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 送迎(通常の実施地域のみ)

2 通常の事業地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎費は、その実費を徴収するなお実費の額は、羽後交通(株)が運航する路線バス認可運賃額を適用する。

3 全2項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。

- (1) 食材料費・・・一食あたり850円(おやつ代含む)
- (2) 上記の他、その利用者に負担させることが適当と認められる費用・・・実費

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、湯沢市・横手市・羽後町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。

2 サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取扱う際は、従事者の示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 通所介護従事者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行う。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所内において、感染症の発生又は、その防止をするための措置を講ずる。

(1) 感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会の開催。

(2) 感染症の予防及び蔓延防止の為の指針の整備。

(3) 従業者に、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練の実施。

(秘密保持)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止の為の指針の整備

(3) 従業者に対し、虐待を防止する為の定期的な研修を実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

- 2 サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

（身体拘束に関する事項）

第16条 通所介護等を提供する際に、当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむ得ない理由を記録します。

- 2 身体的拘束の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備。
 - (3) 介護職員その他従事者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的を実施。

（業務継続計画の策定等に関する事項）

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設等の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期に業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情処理）

第18条 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

（記録の整備）

第19条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存することとする。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、通所介護従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じる。
 - 3 適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第21条 この運営規定に定める事項の他に、通所介護等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題解決に当たるものとする。

附則

この規程は、指定日から施行する。

平成30年4月1日より施行する

令和4年10月1日より施行する

令和6年3月1日より実施する